

平成 30 年 3 月 28 日

名護市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

名護市農業委員会
会長 名城 政幸

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、名護市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標（年間） 10 ha

【目標設定の考え方】

本市において、遊休農地面積は 269 ha(平成 30 年 3 月現在)あり、今後 10ha/年の解消を目指す。

平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基に目標を設定した。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当制又はチーム制による農地パトロール（利用状況調査）、農地利用意向調査を行う。
- ・耕作放棄地解消事業や中間管理事業等の制度活用を促す。
- ・市内農業者及び関係者との親睦を深め、現状把握及び情報の共有を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標（年間） 36.02 ha

【目標設定の考え方】

名護市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 26 年 9 月）に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標である 30%（450ha）を達成するために必要な面積とした。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- ・農業委員会は市、農地中間管理機構など関係機関と連携し、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ・市内農業者及び関係者との親睦を深め、現状把握及び情報の共有を行う。

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標（年間） 24 経営体

【目標設定の考え方】

平成 26 年度から平成 28 年度実績平均の 20%増

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ・関係機関等と連携を図りながら新規参入の促進に取り組む。
- ・市内農業者及び関係者との親睦を深め、現状把握及び情報の共有を行う。

4. その他

- ・この指針は、農地等の利用の最適化を目指すため、継続的に見直しが必要であることから、概ね3年ごとに見直しを行うものとする。